

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 5 月 1 日（火）第2799号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

○ 告 示	
○ 県営土地改良事業の計画の決定	（農地整備課取扱い） 1
○ 遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い） 1
○ 機械警備業務管理者講習実施公告	（生活安全企画課取扱い） 2
○ 鹿児島県公報第2790号（平成24年3月30日付け）の一部訂正	（障害福祉課取扱い） 3

告 示

鹿児島県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地保全）吾平南西部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年 5 月 1 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成24年 5 月 2 日から同月31日まで
- 縦覧場所
鹿屋市吾平総合支所産業建設課

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年 5 月 1 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR哭きの竜 天運FPH	株式会社藤商事	2P0241
ぱちんこ遊技機	CRゼブラーマン の逆襲MX	マルホン工業株式会社	2P0273

ぱちんこ遊技機	C Rゼブラーマン ゼブラシティ の逆襲LM	マルホン工業株式会社	2P0300
ぱちんこ遊技機	C R交響詩篇エウレカセブン s p e c 2 G L A	株式会社ソフィア	2P0293
ぱちんこ遊技機	C R交響詩篇エウレカセブン s p e c 2 M A	株式会社ソフィア	2P0303
回胴式遊技機	チュラガッパ30F S A	株式会社藤商事	2S0115
回胴式遊技機	チュラガッパF S A	株式会社藤商事	2S0267
回胴式遊技機	めぞん一刻夏色の風と/A	株式会社オリンピア	2S0252

公安委員会公告

機械警備業務管理者講習実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年5月1日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 講習の実施期間
平成24年8月6日（月）から同月8日（水）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）
- 2 講習の実施場所
鹿児島県住宅供給公社ビル3階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）
- 3 受講定員
10人（原則として、受付先着順とする。）
- 4 受講申込みの受付等
 - (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成24年6月5日（火）から同月15日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 受付場所
 - ア 県内に居住する者
受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - イ 県外に居住する者
県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
 - (3) 提出書類
機械警備業務管理者講習受講申込書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼り付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1通
 - (4) 申込方法
受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）
 - (5) 講習手数料
38,000円（38,000円分の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼り付けて提出すること。）
なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。
- 5 その他
 - (1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。
 - (2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、機械警備業

務管理者講習修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

6 問合せ先

本講習に関する問合せは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）又は一般社団法人鹿児島県警備業協会（電話099－224－4490）に行うこと。

正 誤

平成24年3月30日付け鹿児島県公報第2790号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
14	下から8行目及び6行目	平成24年3月30日	平成24年3月31日